

目標年となる指定製品の達成状況について

令和 7 年 3 月 25 日
 経 済 産 業 省
 産業保安・安全グループ
 化 学 物 質 管 理 課
 オゾン層保護等推進室

指定製品の製造業者等は、指定製品の製造業者等の判断の基準（告示）のとおりに、目標年度以降において、環境影響度（GWP）の加重平均が目標値を上回らないようにしなければならない。また、本体やカタログに同告示で定められた事項を表示しなければならない。

そのため、フロン排出抑制法第 91 条の規定に基づき、報告徴収を実施し、2023 年度に目標年度を迎えた「店舗・事務所用エアコンディショナー（1 日の冷凍能力が 3 トン以上のもの）」及び「自動車用エアコンディショナー（乗用自動車（定員 11 人以上のものを除く）に搭載されるものに限る）」の製造業者等における目標値の達成状況及び表示義務の達成状況を確認した。

報告徴収を実施した指定製品の目標値と目標年度

指定製品名	環境影響度の目標値	目標年度
店舗・事務所用エアコンディショナー （1 日の冷凍能力が 3 トン以上のもの）	750	2023
自動車用エアコンディショナー （乗用自動車（定員 11 人以上のものを除く） に搭載されるものに限る）	150	2023

1. 目標値の達成状況

（1）店舗・事務所用エアコンディショナー（1 日の冷凍能力が 3 トン以上のもの）

製造業者等 7 社に対する報告徴収及びヒアリング等の結果、7 社全てが目標値を達成した。

なお、環境影響度の加重平均値については、R32 冷媒（GWP 値 675）の採用により全体では 683 に低下した（目標値 750 と比較して約 9%の低下）。

目標値の達成状況（7社中7社達成）

	加重平均	目標値達成状況
A 社	689	○
B 社	685	○
C 社	748	○
D 社	675	○
E 社	683	○
F 社	675	○
G 社	675	○

（2）自動車用エアコンディショナー（乗用自動車（定員 11 人以上のものを除く）に搭載されるものに限る）

製造業者等 27 社に対する報告徴収及びヒアリング等の結果、27 社中 15 社が全てノンフロン（HF0-1234yf）製品に移行し、残りの 12 社中 8 社が目標値を達成した。一方、目標値未達成の 4 社^{（注）}については、2025 年度中にノンフロン製品に移行して目標値を達成できる見込みであることから、来年度に達成状況を確認する。

なお、環境影響度の加重平均値については、HF0-1234yf（GWP 値 1）の採用により全体では 33 に低下した（目標値 150 と比較して約 78%の低下）。

目標値の達成状況（12社中8社達成）

	加重平均	目標値達成状況
A 社	102	○
B 社	138	○
C 社	19	○
D 社	37	○
E 社	41	○
F 社	401	×
G 社	282	×
H 社	14	○
I 社	574	×
J 社	174	×
K 社	70	○
L 社	2	○

（注）「目標値未達成の 4 社」は、経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第 3 条で定める生産量又は輸入量の要件（4 千台以上）に該当しないため、フロン排出抑制法第 13 条第 1 項で規定する勧告・命令の対象外となる。

2. 表示の達成状況

- (1) 店舗・事務所用エアコンディショナー（1日の冷凍能力が3トン以上のもの）

製造業者等7社に対する報告徴収、ヒアリング及び各社カタログの結果、7社全てが表示義務を履行していた。

本体・カタログへの表示事項

本体への表示事項	カタログへの表示事項
・使用するフロン類等の種類、数量及び環境影響度（法第87条に基づき当該事項に関して表示を行っている場合を除く。） ・品名及び形名 ・製造業者等の氏名又は名称	・本体への表示事項 ・目標値及び目標年度

- (2) 自動車用エアコンディショナー（乗用自動車（定員11人以上のものを除く）に搭載されるものに限る）

製造業者等12社に対する報告徴収、ヒアリング及び各社カタログの結果、12社中9社が表示義務を履行していた。一方、残りの3社については、一部製品にカタログへの表示漏れがあったが、現在までにカタログへの表示義務を履行しており、再度、来年度に達成状況を確認する。

本体・カタログへの表示事項

本体への表示事項	カタログへの表示事項
・使用するフロン類等の種類、数量及び環境影響度（法第87条に基づき当該事項に関して表示を行っている場合を除く。） ・当該製品が搭載される乗用自動車、乗合自動車又は貨物自動車の製造業者等の氏名又は名称	・本体への表示事項 ・当該製品が搭載される乗用自動車、乗合自動車又は貨物自動車の車名及び型式 ・目標値及び目標年度

3. 結果考察

店舗・事務所用エアコンディショナーと自動車用エアコンディショナーの達成状況を踏まえ、フロン排出抑制法における指定製品制度は、効果的に機能していると考えられる。

今後とも必要に応じ、製造業者等にヒアリングを実施するなどフォローアップを行い、より一層のノンフロン・低 GWP 化に向けた取組の促進を図っていく。